

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会定款

平成 21 年 10 月 1 日	設立認可
平成 27 年 1 月 30 日	一部変更
平成 27 年 3 月 27 日	一部変更
平成 28 年 3 月 26 日	一部変更
平成 29 年 1 月 19 日	一部変更
平成 29 年 10 月 26 日	一部変更
平成 31 年 3 月 28 日	一部変更
令和 3 年 3 月 26 日	一部変更
令和 5 年 2 月 3 日	一部変更
令和 6 年 3 月 22 日	一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、糸島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 居宅介護等支援事業の経営
- (9) 居宅介護等事業の経営
- (10) 通所介護事業の経営
- (11) 地域密着型サービス事業の経営
- (12) 介護予防支援事業の経営
- (13) 介護保険法に基づく第 1 号事業の経営
- (14) 障害福祉サービス事業の経営
- (15) 障害児通所支援事業の経営
- (16) 指定管理事業（福祉センター）
- (17) 地域包括支援センター事業
- (18) 移送サービス事業
- (19) 配食サービス事業
- (20) 地域生活支援事業
- (21) 生活福祉資金貸付事業
- (22) 心配ごと相談事業

- (23) 生活支援体制整備事業
- (24) あんしん生活サポート事業
- (25) ふれあい生きいきサロン活動事業
- (26) 障がい者相談支援事業
- (27) 生活困窮者自立相談支援事業
- (28) 多機関協働事業
- (29) 参加支援事業
- (30) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (31) 支え合いの地域づくり支援事業
- (32) 成年後見制度に関する事業
- (33) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人糸島市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、福岡県糸島市潤一丁目22番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員会)

第6条 この法人に評議員15名以上21名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格等)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 10 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 11 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員会は、定期評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条の 2 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 16 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

（役員の定数）

第 17 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 11 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第 18 条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状

況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事會は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事會は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事會が定めるものについては会長が専決し、これを理事會に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事會は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事會を招集する。

(議長)

第 27 条の 2 理事會の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第 28 条 理事會の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事會の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事會の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 会員

(会員)

第 30 条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 31 条 この法人に委員会を置く。

- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 32 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を 1 名置くほか、職員置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 300 万円
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 34 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得及び評議員会の承認を経て、糸島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、糸島市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般

の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定期評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 38 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 39 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第 41 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 10 章 解散

（解散）

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の議決を経て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 11 章 定款の変更

（定款の変更）

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、糸島市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を糸島市長に届け出なければならない。

第 12 章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人糸島市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款第 8 条の規定にかかわらず、平成 22 年 6 月 30 日までとする。

◇ 理 事（会長） 田中 普
〃 石井 洋
〃 岡崎 義則
〃 岡本シズ子
〃 久我 和彦
〃 溝口 健通
〃 溝部 秀輔
〃 森園 武彦
〃 柚木 利道
〃 渡辺 良彦

◇ 監 事 岩崎 石根
〃 鳥巣 隆晴
〃 仲田 保雄

2 この定款は登記日をもって施行する。（平成 21 年 10 月 1 日認可）

3 定款第 6 条第 1 項第 2 号中「2 名」とあるのは、平成 22 年 6 月 30 日までは「3 名」とする。

4 この法人の設立当初の評議員の任期は、定款第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 5 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 26 日から施行する。

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会定款施行細則

平成 22 年 1 月 1 日	制 定
平成 22 年 7 月 1 日	一部改正
平成 22 年 9 月 2 日	一部改正
平成 23 年 12 月 15 日	一部改正
平成 24 年 12 月 20 日	一部改正
平成 25 年 5 月 30 日	一部改正
平成 25 年 10 月 30 日	一部改正
平成 26 年 10 月 30 日	一部改正
平成 27 年 1 月 29 日	一部改正
平成 27 年 3 月 26 日	一部改正
平成 28 年 3 月 26 日	一部改正
平成 29 年 1 月 10 日	一部改正
平成 30 年 3 月 23 日	一部改正
平成 31 年 3 月 19 日	一部改正
令和元年 6 月 4 日	一部改正
令和 2 年 3 月 19 日	一部改正
令和 3 年 6 月 4 日	一部改正
令和 3 年 12 月 9 日	一部改正
令和 5 年 1 月 26 日	一部改正
令和 5 年 3 月 16 日	一部改正

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人糸島市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第 46 条の規定に基づき、定款の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業規定)

第 2 条 定款第 2 条の規定する事業を行うに必要な規程は、理事会において定める。

(評議員の選任)

第 3 条 定款第 6 条に規定する評議員の選任は、次の区分による。

- (1) 行政区長会 2 名以内
- (2) 民生委員児童委員協議会 2 名以内
- (3) 福祉委員会 2 名以内
- (4) 行政機関 2 名以内
- (5) 社会福祉施設 2 名以内
- (6) ボランティア連絡協議会 2 名以内
- (7) 身体障害者福祉協会 1 名
- (8) 母子寡婦福祉会 1 名
- (9) シニアクラブ連合会 1 名
- (10) 手をつなぐ親の会 1 名
- (11) 在宅介護者の会 1 名
- (12) 人権擁護委員会 1 名

- (13) 保護司会 1名
- (14) コミュニティセンター 1名
- (15) 学校教育 1名

2 前項の第1号から第15号までの評議員については、それぞれの機関及び組織から推薦するものとする。

(理事の選任)

第4条 定款第17条第1項第1号に規定する理事の選任は、次の区分による。

- (1) 行政区長会 1名
- (2) 民生委員児童委員協議会 1名
- (3) 福祉委員会 1名
- (4) 行政機関 1名
- (5) 社会福祉施設 1名
- (6) ボランティア連絡協議会 1名
- (7) 福祉関係団体 1名
- (8) 学識経験者 4名以内

2 前項の第1号から第7号までの理事については、それぞれの機関及び組織から推薦するものとし、第8号の理事については市長が推薦するものとする。

(監事の選任)

第5条 定款第17条第1項第2号に規定する監事のうち1名は財務諸表等を監査し得る者、他の1名は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者の中から選任する。

(資産の種類)

第6条 定款第33条第3項の規定によるその他の財産は、次に掲げるものからなる。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 補助金及び交付金
- (3) 会費
- (4) 業務委託金
- (5) 寄付金
- (6) 資産から生じる果実
- (7) その他の収入

(諸規程)

第7条 この法人の事務を処理するため、次の規程を評議員会の議決を得て定める。

- (1) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程
- (2) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会会員規程

2 この法人の事務を処理するため、次の規程を理事会の議決を得て定める。

- (1) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規程
- (2) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会事務局規程
- (3) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会庶務規程
- (4) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会経理規程
- (5) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会監事監査実施規程
- (6) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会就業規則
- (7) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会役職員等の旅費に関する規程
- (8) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会総合職職員の給与に関する規程

- (9) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会一般職職員の給与に関する規程
- (10) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会一般職再雇用職員の管理職登用に関する特例規程
- (11) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会パートタイム職員規程
- (12) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会職員の育児・介護休業等に関する規程
- (13) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会労働安全衛生委員会規程
- (14) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会表彰規程
- (15) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会心配ごと相談所設置運営規程
- (16) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会福祉資金積立金設置規程
- (17) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会規程
- (18) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会福祉金庫設置規程
- (19) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会福祉委員設置規程
- (20) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会慶弔規程
- (21) 糸島市社会福祉協議会ヘルパーステーション運営規程
- (22) 糸島市社会福祉協議会二丈ヘルパーステーション運営規程
- (23) 糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション運営規程
- (24) 糸島市社会福祉協議会ヘルパーステーションそれいゆ運営規程
- (25) 糸島市社会福祉協議会デイサービスセンターそれいゆ運営規程
- (26) 糸島市社会福祉協議会デイサービスセンターそれいゆ生活介護（共生型）運営規程
- (27) 糸島市社会福祉協議会デイサービスセンター運営規程
- (28) 糸島市介護予防・日常生活支援総合事業生きがいデイ教室運営規程
- (29) 糸島市社会福祉協議会デイサービス「福寿苑」運営規程
- (30) 糸島市社会福祉協議会デイサービス「福寿苑」生活介護（共生型）運営規程
- (31) 糸島市社会福祉協議会デイサービスセンター基準該当生活介護サービス事業運営規程
- (32) 糸島市社会福祉協議会生活介護事業運営規程
- (33) 糸島市社会福祉協議会放課後等デイサービス事業運営規程
- (34) 糸島市社会福祉協議会ケアプランセンター運営規程
- (35) 糸島市社会福祉協議会ヘルパーステーション障害者居宅介護事業運営規程
- (36) 糸島市社会福祉協議会二丈ヘルパーステーション障害者居宅介護事業運営規程
- (37) 糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション障害者居宅介護事業運営規程
- (38) 糸島市社会福祉協議会ヘルパーステーション同行援護事業運営規程
- (39) 糸島市社会福祉協議会二丈ヘルパーステーション同行援護事業運営規程
- (40) 糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション同行援護事業運営規程
- (41) 糸島市基幹型地域包括支援センター運営規程
- (42) 糸島市障がい者相談支援センターあごら運営規程
- (43) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会虐待防止・身体拘束適正化検討委員会規程
- (44) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会新型コロナウイルス等感染症従事手当の支給に関する特例規程
- (45) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会苦情解決事務処理規程
- (46) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会個人情報保護規程
- (47) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会特定個人情報取扱規程
- (48) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会コンピュータ情報システムの運用管理に関する規程
- (49) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会介護保険法等法令遵守規程

(50) 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務
処理規程
(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成22年1月1日から施行する。

2 設立当初の役員及び評議員の選任は、この細則の第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定にかかわらず、糸島1市2町社会福祉協議会合併協議会で合意した選出区分によるものとする。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年9月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第7条第2項第8号及び第9号の規程については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月4日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。